

特殊勤務手当支給実績について

【表のみかた】

- ・この表は、県職員(教員、警察官も含みます。)に支給された特殊勤務手当の支給実績をまとめたものです。
- ・手当には「月額」「日額」「その他(時間単位など)」の区別があり、表中「支給単価」はそれぞれの区分ごとの単価となっています。
- ・表中「支給人数」について、1人の職員が2種類以上の手当を受給している場合があるため、合計人数は延べ人数となります。
- ・表中「支給回数」について、月額手当は1月分を、日額手当は1日分(又は1回分)を「1」として数えています。
- ・表中「支給対象職員」欄の所属名等はその当時のものです。

【支給額について】

- ・各手当の支給総額については、基本的には日額手当は「支給回数×単価」、月額手当は「支給人数×単価×12(か月)」となりますが、手当によっては単価の割落しや他の手当との調整による支給総額の上限設定があり、また中途の採用、退職等もあるため必ずしも合致しない場合があります。

平成22年度

普通会計

【知事部局等】

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 (人)	支給回数 (回)	支給単価 (円)、(%)	支給総額(年額) (千円)	備考(見直し状況等)
			日額	月額	その他					
税務特別手当	隠岐支庁及び県民センター並びに総務部税務課	県税の賦課及び徴収に関する業務		○		85	977	15,000円	14,513	
税務特別手当	上記のうち管理職員	県税の賦課及び徴収に関する業務		○		11	132	7,500円	872	
税務特別手当	隠岐支庁及び県民センター並びに総務部税務課	県税の賦課及び徴収に関する業務のうち直接住民と接して行うもの	○			71	1,326	400円	530	
有害物取扱手当	人事委員会規則で定める試験研究機関等	試験、研究又は検査のため毒物及び劇物取締法第2条に規定する毒物又は劇物その他人事委員会規則で定める有害物を取り扱う作業	○			121	7,992	420円	3,357	
有害物取扱手当	人事委員会規則で定める公署(試験研究機関等)	毒劇物を含む農薬の散布等の作業その他これに準ずるものとして人事委員会が認める作業	○			22	218	370円	81	
家畜飼育作業等従事手当	中山間地域研究センター、畜産技術センター又は農業大学校	種雄牛の精液採取作業、種雄牛の自然交配若しくは精液採取のため若しくはこれらの作業の準備のために種雄牛を御する作業又は液体窒素を用いて行う種雄牛の精液の保存作業	○			2	106	370円	39	
家畜飼育作業等従事手当	中山間地域研究センター、畜産技術センター又は農業大学校	家畜のふん尿を直接処理する作業	○			12	2,485	320円	795	

家畜飼育作業等従事手当	中山間地域研究センター、畜産技術センター又は農業大学校	牛の削蹄作業	○			8	258	370円	95
家畜飼育作業等従事手当	中山間地域研究センター、畜産技術センター又は農業大学校	家畜の診療の業務	○			7	702	610円	428
家畜保健衛生業務従事手当	獣医師	家畜の診療、病性の検査若しくは鑑定又は家畜伝染病の防疫の業務 (上記家畜の診療の業務以外)	○			44	5,511	700円	3,858
家畜保健衛生業務従事手当	獣医師	上記の加算(BSE検査のための死亡牛の脳からの採材作業)	○			7	445	420円	187
訓練指導手当	農業大学校及び高等技術校(管理職員)	学生又は訓練生の指導		○		5	58	16,800円	947
訓練指導手当	農業大学校及び高等技術校(行政職2級以下)	学生又は訓練生の指導に専ら従事		○		0	0	20,400円	0
訓練指導手当	農業大学校及び高等技術校(行政職3級)	学生又は訓練生の指導に専ら従事		○		2	24	30,300円	715
訓練指導手当	農業大学校及び高等技術校(行政職4級以上)	学生又は訓練生の指導に専ら従事		○		21	247	33,500円	8,033
訓練指導手当	農業大学校及び高等技術校(行政職2級以下)	学生又は訓練生の指導(上記以外)		○		0	0	10,200円	0
訓練指導手当	農業大学校及び高等技術校(行政職3級)	学生又は訓練生の指導(上記以外)		○		0	0	15,100円	0
訓練指導手当	農業大学校及び高等技術校(行政職4級以上)	学生又は訓練生の指導(上記以外)		○		3	36	16,700円	601
特殊現場作業従事手当	職員	労働安全衛生規則で定める電気作業	○			25	2,761	370円	1,022
特殊現場作業従事手当	職員	トンネルの坑内でトンネル掘り作業若しくはその監督又は人事委員会規則で定める坑内で調査若しくは作業	○			7	83	560円	46
特殊現場作業従事手当	職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う建設、測量、調査等の作業(20m未満)	○			21	42	370円	16
特殊現場作業従事手当	職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う建設、測量、調査等の作業(20m以上)	○			43	1,552	420円	652
特殊現場作業従事手当	職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕等の作業で人事委員会規則で定めるもの	○			80	11,790	370円	4,362
特殊現場作業従事手当	職員	橋脚の基礎工事その他港湾、河川等におけるこれに類する工事において、水面下4メートル以上の深所で行う作業又は地下4メートル以上の深所で行う作業	○			6	18	370円	7

特殊現場作業従事手当	職員	流域下水道の管渠内で維持修繕等の作業若しくはその監督又は採水の作業	○			3	19	420円	8
特殊現場作業従事手当	農業技術センター、中山間地域研究センター、農業大学校、東部農林振興センター中海干拓営農部	7月1日から9月30日までの間において、ビニールハウス、ガラス室等の温室内で農作業又は試験研究のための作業に従事	○			23	480	320円	154
特殊現場作業従事手当	隠岐支庁県土整備局隠岐空港管理所、益田県土整備事務所石見空港管理所又は出雲空港管理事務所	空港を管理するため人事委員会規則で定める作業に従事	○			15	93	370円	34
公共土木施設災害応急作業従事手当	職員	豪雨等異常な自然現象下において重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある県又は知事が管理する河川、道路その他の公共土木施設で人事委員会で定めるものにおいて巡回監視に従事	○			4	5	480円	2
公共土木施設災害応急作業従事手当	職員	上記のうち日没時から日出時までに従事	○			1	7	720円	5
公共土木施設災害応急作業従事手当	職員	上記のうち人事委員会が著しく危険であると認める区域において従事	○			0	0	960円	0
公共土木施設災害応急作業従事手当	職員	豪雨等異常な自然現象下において重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある県又は知事が管理する河川、道路その他の公共土木施設で人事委員会で定めるものにおいて応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事	○			0	0	730円	0
公共土木施設災害応急作業従事手当	職員	上記のうち日没時から日出時までに従事	○			3	3	1,090円	3
特殊環境施設業務従事手当	職員	洪水警戒体制時にダム管理所においてその業務に従事	○			40	670	740円	496
特殊環境施設業務従事手当	宍道湖流域下水道管理事務所	著しく臭気が発生する施設においてその業務に従事	○			4	73	320円	23
特殊自動車等運転手当	人事委員会が認める職員	人事委員会規則で定める特殊自動車又は道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車の運転作業	○			3	88	370円	33
用地等交渉手当	職員	人事委員会規則で定める事業の用に供する土地の取得等に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉で土地所有者等と面接して行うものに従事	○			211	5,834	700円	4,084
用地等交渉手当	職員	上記のうち夜間(18:00~8:00)に従事	○			146	859	980円	842

狂犬病予防作業従事手当	保健所	狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律等の規定に基づく作業で人事委員会規則で定めるもの	○			26	435	370円	161
狂犬病予防作業従事手当	保健所	上記の加算(犬又は猫の引き取り、収容又は殺処分に従事)	○			26	805	60円	48
防疫作業等従事手当	職員	人事委員会規則で定める感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護の作業又は防疫の作業に従事(1類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症)	○			0	0	740円	0
防疫作業等従事手当	職員	人事委員会規則で定める感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護の作業又は防疫の作業に従事(2類感染症)	○			27	776	560円	435
防疫作業等従事手当	職員	人事委員会規則で定める感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護の作業又は防疫の作業に従事(3・4類感染症)	○			7	12	370円	4
防疫作業等従事手当	職員	人事委員会規則で定める家畜伝染病が発生し、又は発生するおそれがある場合において、家畜伝染病にかかっている家畜若しくはその疑いのある家畜の処置の作業又は防疫の作業に従事	○			301	463	370円	171
防疫作業等従事手当	保健所に勤務する保健師	結核患者の家庭を訪問し、結核患者の療養指導に従事	○			16	266	370円	98
環境衛生検査業務従事手当	宍道湖流域下水道管理事務所	水質の検査及び分析	○			0	0	320円	0
環境衛生検査業務従事手当	浜田保健所	試験及び検査に従事	○			4	362	960円	348
環境衛生検査業務従事手当	保健環境科学研究所	試験、研究及び検査に従事	○			11	2,481	960円	2,382
環境衛生検査業務従事手当	環境政策課、保健所又は保健環境科学研究所	人事委員会規則で定める公害に関する法令の規定に基づく立入検査又は測定業務に従事	○			30	398	320円	127
環境衛生検査業務従事手当	環境政策課、保健所又は保健環境科学研究所	上記の加算(検体の採取)	○			24	146	180円	26
環境衛生検査業務従事手当	廃棄物対策課又は保健所	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設又は人事委員会規則で定める産業廃棄物の処理施設の立入検査に従事	○			27	518	320円	166

環境衛生検査業務従事手当	廃棄物対策課又は保健所	上記の加算(検体の採取)	○			6	12	180円	2
環境衛生検査業務従事手当	保健所	浄化槽法第53条第2項の規定に基づく立入検査	○			19	106	320円	34
環境衛生検査業務従事手当	保健所	上記の加算(検体の採取)	○			16	73	180円	13
衛生検査業務従事手当	浜田保健所又は保健環境科学研究所(保健科学部)	衛生検査の業務で人事委員会規則で定めるもの	○			15	3,274	1,170円	3,831
衛生検査業務従事手当	保健所又は保健環境科学研究所(上記以外)	衛生検査の業務で人事委員会規則で定めるもの	○			12	112	370円	41
麻薬取締業務従事手当	麻薬取締員である職員	麻薬及び向精神薬取締法第54条第5項及び第56条第1項に規定する麻薬取締業務に従事	○			0	0	1,590円	0
と畜解体検査業務従事手当	保健所に勤務すると畜検査員	と畜場法第14条に規定する検査業務	○			0	0	420円	0
と畜解体検査業務従事手当	畜産技術センター	と畜場法第3条第1項に規定する獣畜のと殺又は解体の作業	○			0	0	370円	0
精神保健業務手当	障がい福祉課、保健所、心と体の相談センター	精神障害者の診察、介護、相談若しくは指導又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく調査若しくは診察の立会い	○			34	1,554	420円	653
精神保健業務手当	障がい福祉課、保健所、心と体の相談センター	精神障害者の移送その他これに準ずるものとして人事委員会が認める業務	○			20	103	630円	65
放射線取扱業務等従事手当	保健環境科学研究所(人事委員会が定める職員以外の職員)	環境放射能の調査研究の業務	○			5	1,043	800円	834
放射線取扱業務等従事手当	保健環境科学研究所(人事委員会が定める職員)	環境放射能の調査研究の業務で人事委員会が認めるもの	○			0	0	370円	0
放射線取扱業務等従事手当	保健所、島根あさひ社会復帰促進センター診療所又は産業技術センター(診療放射線技術者)	放射線の照射その他人事委員会が認める業務	○			5	352	1,340円	472
放射線取扱業務等従事手当	保健所、島根あさひ社会復帰促進センター診療所又は産業技術センター(診療放射線技術者以外)	放射線の照射その他人事委員会が認める業務	○			22	791	370円	293
放射線取扱業務等従事手当	消防防災課	原子力発電所の立入調査	○			0	0	370円	0
機能回復訓練従事手当	保健所に勤務する理学療法士又は作業療法士	機能訓練の業務	○			0	0	420円	0
医師手当	医師又は歯科医師(島根あさひ社会復帰促進センター診療所)	医療又は保健衛生に関する調査若しくは指導の業務	○			2	21	90,000円	1,710
医師手当	医師又は歯科医師(人事委員会が定める公署)	医療又は保健衛生に関する調査若しくは指導の業務	○			13	156	25,000円	3,860
医師手当	医師又は歯科医師(上記以外の公署)	医療又は保健衛生に関する調査若しくは指導の業務	○			3	36	10,000円	360

診療所業務従事手当	島根あさひ社会復帰促進センター診療所(医師である職員)	島根あさひ社会復帰促進センター診療所の被收容者と接して行う診療又は看護の業務	○			2	48	2,760円	132
診療所業務従事手当	島根あさひ社会復帰促進センター診療所(看護師である職員)	島根あさひ社会復帰促進センター診療所の被收容者と接して行う診療又は看護の業務	○			0	0	920円	0
福祉業務従事手当	女性相談センター、児童相談所又は心と体の相談センター	福祉に関する指導又は調査の業務	○			83	9,474	600円	5,684
計量検査業務従事手当	商工政策課	分銅を用いて行う計量検査業務又はその補助業務	○			4	120	320円	38
漁業取締手当	漁業監督吏員	漁業取締船に乗り組み、漁業の取締業務に従事	○			8	863	370円	319
冬期海上等作業従事手当	職員又は水産技術センター栽培漁業部の職員	11月1日から翌年の4月30日までの間に海上若しくは人事委員会規則で定める湖沼上において行う調査又は検査の作業(又は種苗生産作業のうち人事委員会が認めるもの)	○			36	416	270円	112
潜水手当	職員	潜水器具を着用して潜水作業に従事(20メートル以下)	○			3	70	780円	55
潜水手当	職員	潜水器具を着用して潜水作業に従事(20メートル超)	○			0	0	1,500円	0
潜水手当	水産練習船、試験船、漁業取締船又は保健船	航行中において船の修理等のため潜水作業に従事したとき	○			3	3	1,500円	5
爆発物検査等従事手当	職員	火薬類が貯蔵されている火薬庫、高圧ガスが貯蔵されている貯蔵所その他の爆発物による爆発のおそれがある場所において、災害調整の業務に従事したとき	○			0	0	750円	0
航空業務従事手当	職員	航空機に搭乗し次に掲げる業務に従事 ①救急業務又は救助業務②教育訓練③災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における災害発生状況の調査等			○	0	0	1,900円	0
航空業務従事手当	職員	上記の加算(海上における飛行距離が100キロメートルを超える救助業務、夜間における業務、回転翼航空機による高度100メートル以下の低空を30分以上飛行して行う海上における救助業務、ホバリングをして行う吊り上げ救助業務その他人事委員会がこれらに準ずると認める業務)			○	0	0	570円	0
航空業務従事手当	職員	上記の加算(飛行中の回転翼航空機から降下して上記の業務に従事)	○			0	0	870円	0
教務手当	農業大学校(本務職員以外の職員)	講師として授業に従事			○	42	2,168	420円	675

教務手当	消防学校(校長・教頭を除く 本務職員)	講師として授業に従事			○	0	0	370円	0	
浄化槽管理業務従事手 当	職員	し尿浄化槽の維持管理の業務に1 時間以上従事	○			0	0	320円	0	
犬、猫捕獲等作業従事 手当	隠岐支庁県土整備局、保健 所、県土整備事務所に勤務 する職員	犬の捕獲又は犬若しくは猫の引取 り又は収容の作業	○			62	5,679	370円	2,101	
犬、猫捕獲等作業従事 手当	隠岐支庁県土整備局、保健 所、県土整備事務所に勤務 する職員	上記の加算(犬の捕獲及び犬若し くは猫の収容作業に従事したとき の犬1頭又は猫1匹につき)			○	62	6,288	60円	377	
福祉業務従事手当	女性相談センター	福祉に関する指導の業務(対象者 等と直接に接して行うもの)	○			1	134	600円	80	
小計						2,033	84,452		72,552	

【教育委員会】

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 (人)	支給回数 (回)	支給単価 (円)、(%)	支給総額(年額) (千円)	備考(見直し状況等)
			日額	月額	その他					
教員特殊業務手当・防 災復旧業務	教育職員	非常災害時における防災等業務	○			2	3	6,400円	19	
教員特殊業務手当・甚 大非常災害	教育職員	甚大な非常災害時における救援 業務	○			0	0	12,800円	0	
教員特殊業務手当・救 急業務	教育職員	児童・生徒の負傷・疾病等に伴う 救急の業務	○			0	0	6,000円	0	
教員特殊業務手当・補 導業務	教育職員	児童・生徒に対する緊急の補導業 務	○			6	6	6,000円	36	
教員特殊業務手当・修 学旅行等引率	教育職員	修学旅行等の引率業務	○			2,193	6,268	3,400円	21,311	
教員特殊業務手当・対 外運動競技泊有	教育職員	対外運動競技等の引率(泊有)	○			1,138	6,159	3,400円	20,941	
教員特殊業務手当・対 外運動競技泊無	教育職員	対外運動競技等の引率(泊無)	○			1,178	3,704	3,400円	12,594	
教員特殊業務手当・部 活動(4H以上)	教育職員	休日等部活動の指導業務	○			2,382	79,625	2,400円	191,100	
教員特殊業務手当・部 活動(2H以上4H未満)	教育職員	休日等部活動の指導業務	○			482	2,041	1,200円	2,449	
昼夜間兼務手当	県立学校の教育職員	昼間・夜間の授業の兼務			○	5	350	1,130円	396	
面接指導手当	県立学校の教育職員	通信教育の面接指導の業務			○	141	2,011	1,470円	2,956	
有害物取扱手当・工業 等	県立学校の教育職員	毒物等を取扱う業務	○			4	13	420円	5	
有害物取扱手当・農薬	県立学校の教育職員	農薬等を取扱う業務	○			10	99	370円	37	
有害物取扱手当・消毒	県立学校の職員	消毒等に従事する業務	○			2	14	370円	5	
練習船実習指導手当・ 教委	県立水産高校の教育職員	県教育委員会の練習船の実習指 導業務	○			4	306	2,100円	643	
練習船実習指導手当・ 学校	県立水産高校の教育職員	県立学校の練習船の実習指導業 務	○			6	116	1,600円	186	
特殊自動車運転手当	県立学校の教育職員	特殊自動車を運転する業務	○			13	322	370円	119	
多学年学級担当手当・ 3以上の学年	市町村立学校の教職員	多学年で編成されている学級を担 任する業務(3以上の学年)	○			0	0	350円	0	
多学年学級担当手当・ その他	市町村立学校の教職員	多学年で編成されている学級を担 任する業務(その他)	○			147	30,852	290円	8,947	
家畜飼育作業従事手 当・ふん尿	県立農林高校の教育職員	家畜等の糞尿を処理する等の業 務	○			19	1,250	320円	400	
潜水手当・潜水(20m以 下)	県立水産高校の教育職員・ 県教育委員会の職員	潜水作業の従事する業務(20m以 下)			○	5	30	780円	23	
潜水手当・潜水(20m 超)	県立水産高校の教育職員・ 県教育委員会の職員	潜水作業の従事する業務(20m 超)			○	0	0	1,500円	0	
潜水手当・修理等	県立水産高校の教育職員・ 県教育委員会の職員	潜水作業に従事する業務(検査 等)			○	0	0	1,500円	0	

教育業務連絡指導手当	教育職員	主任等の職務に従事した場合	○			1,393	311,236	200円	62,247	
温室内作業従事手当	県立学校の教育職員	温室内の作業に従事した場合	○			3	43	320円	14	
特殊現場作業従事手当・坑内作業	県教育委員会の職員	坑内での調査、検査等に従事する業務	○			0	0	560円	0	
特殊現場作業従事手当・高所作業(20m以上)	職員	高所での建設・測量・調査の作業に従事する業務(20m以上)	○			0	0	420円	0	
特殊現場作業従事手当・高所作業(その他)	職員	高所での建設・測量・調査の作業に従事する業務(その他)	○			0	0	370円	0	
特殊現場作業従事手当・低温室内作業従事(1時間未満)	県教育委員会の練習船の職員	保冷庫内等での作業に従事する業務(1時間未満)	○			0	0	370円	0	
特殊現場作業従事手当・低温室内作業従事(1時間以上)	県教育委員会の練習船の職員	保冷庫内等での作業に従事する業務(1時間以上)	○			3	246	740円	182	
特殊現場作業従事手当・埋蔵文化財発掘作業	県教育委員会の職員	埋蔵文化財の発掘作業に従事した場合	○			12	914	370円	338	
用地等交渉手当	職員	人事委員会規則で定める事業の用に供する土地の取得等に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉で土地所有者等と面接して行うもの	○			0	0	700円	0	
用地等交渉手当・夜間	職員	上記のうち夜間(18:00~8:00)に従事	○			0	0	980円	0	
漁獲手当	県教育委員会の練習船の職員(神海丸に乗り組む職員で海事職給料表1級のもの)	漁獲作業に従事した場合		○		5	35	19,100円	669	
漁獲手当	県教育委員会の練習船の職員(神海丸に乗り組む職員で海事職給料表2級のもの)	漁獲作業に従事した場合		○		3	21	27,000円	567	
漁獲手当	県教育委員会の練習船の職員(神海丸に乗り組む職員で海事職給料表3級のもの)	漁獲作業に従事した場合		○		9	63	37,700円	2,375	
漁獲手当	県教育委員会の練習船の職員(神海丸に乗り組む職員で海事職給料表4級以上のもの)	漁獲作業に従事した場合		○		3	21	45,300円	951	
漁獲手当	県教育委員会の練習船の職員(神海丸に乗り組む職員)	漁獲作業に従事した場合			○	20	3	総水揚げ額の27%の額の範囲内で職務に応じた額	12,353	
船舶衛生管理業務従事手当	県教育委員会・県立水産高校の練習船の職員	衛生管理に従事した場合	○			1	234	240円	56	
夜間定時制課程勤務手当	夜間定時制県立高校の労務職員	夜間に従事した場合	○			1	177	240円	42	
冬期海上作業従事手当	県立水産高校教育職員	冬期の水産実習指導に従事する場合	○			4	84	270円	23	
小計						9,194	446,246		341,984	

【警察】

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 (人)	支給回数 (回)	支給単価 (円)、(%)	支給総額(年額) (千円)	備考(見直し状況等)
			日額	月額	その他					
捜査特別手当	私服勤務員	犯罪の予防若しくは捜査に直接従事したとき、又は被疑者の逮捕の作業	○			782	47,632	560円	21,769	
捜査特別手当	その他の職員	犯罪の予防若しくは捜査に直接従事したとき、又は被疑者の逮捕の作業	○			771	8,172	470円	2,828	
捜査特別手当	少年補導職員	少年の街頭補導活動等の作業	○			39	2,668	320円	532	
犯罪鑑識手当	従事する職員	犯罪現場またはこれに関連する場所における犯罪鑑識の作業	○			103	2,732	560円	1,217	
犯罪鑑識手当	従事する職員	上記以外の場所における犯罪鑑識の作業 ステレオカメラ図化作業	○			101	4,867	290円	1,303	
交通捜査取締手当	交通機動隊の専務員	交通取締用自動二輪車に乗車して行う交通取締りの作業	○			33	982	560円	534	
交通捜査取締手当	警察署の専務員	交通取締用自動二輪車に乗車して行う交通取締りの作業	○			20	279	520円	134	
交通捜査取締手当	高速道路交通警察隊の専務員	交通取締用自動車(自動二輪車を除く。)に乗車して行う交通取締りの作業	○			82	3,985	520円	1,714	
交通捜査取締手当	従事する職員	交通取締用自動車(自動二輪車を除く。)に乗車して行う交通取締りの作業	○			141	4,217	470円	1,785	
交通捜査取締手当	交通巡視員	停車又は駐車規則その他の交通指導の作業	○			9	536	280円	110	
交通捜査取締手当	従事する職員	交通特別捜査、事故捜査に従事する職員が交通事故・事件に係る道路上の捜査活動の作業(被疑者の逮捕又は交通事故現場における交通事故処理の作業を含む。)	○			879	24,701	560円	13,562	
交通捜査取締手当	高速道路交通警察隊の専務員	上記作業の従事場所が高速道路の場合の加算額	○			41	959	280円	269	
交通捜査取締手当	警察署員	上記に掲げる作業以外の交通取締りの作業	○			290	6,705	370円	1,853	
看守手当	従事する職員	留置人(被保護者を含む。)の看守又は護送	○			413	13,182	370円	4,561	
爆発物等取扱手当	作業従事者	爆発物又は爆発するおそれのある物の解体、撤去その他の処理作業			○	2	2	5,200円	10	
爆発物等取扱手当	作業従事者	特殊危険物(サリン(メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下同じ。)及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。)又はその疑いのある物質が発散又は漏洩している状況下で、その現場において行う救助活動若しくは被疑者の逮捕、捜索、差押え、検証等の捜査活動又は特殊物質の処理作業	○			0	0	4,600円	0	

爆発物等取扱手当	作業従事者	特殊危険物質が発散又は漏洩している状況下で、その現場に隣接し、特殊危険物質等による被害の危険がある区域内において行う被疑者の逮捕、捜索、差押え、検証等の捜査活動又は避難誘導等の作業、及び処理作業	○			0	0	2,600円	0
爆発物等取扱手当	作業従事者	特殊危険物による被害の危険があると認められる区域内において行う作業	○			0	0	370円	0
警備船出動手当	作業従事者	荒天下において警備船等に乗りに込んでの、密入国者の取締警戒等の作業	○			0	0	370円	0
死体取扱手当	検視官等	司法解剖の立会の作業(重度の死体)		○	98	200	3,200円	640	
死体取扱手当	検視官等	司法解剖の立会の作業(軽度の死体)		○	146	311	2,500円	778	
死体取扱手当	検視官等・作業従事者	検視、検証又は実況検分のための死体取扱作業(重度の死体)		○	7	179	3,200円	573	
死体取扱手当	検視官等・作業従事者	検視、検証又は実況検分のための死体取扱作業(軽度の死体)		○	3	450	2,500円	1,125	
死体取扱手当	作業従事者	検視、検証又は実況検分のための死体取扱作業(重度の死体)		○	391	1,599	3,200円	5,117	
死体取扱手当	作業従事者	検視、検証又は実況検分のための死体取扱作業(軽度の死体)		○	713	6,323	1,100円	6,955	
警ら手当	従事する職員	警ら作業	○		1,052	76,083	370円	24,628	
夜間特殊業務手当	深夜勤務従事者	正規の勤務時間の一部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。)において行われる業務(深夜における勤務時間が2時間以上である場合)		○	775	39,913	730円	29,136	
夜間特殊業務手当	深夜勤務従事者	正規の勤務時間の一部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。)において行われる業務(深夜における勤務時間が2時間未満である場合)		○	159	1,670	410円	685	
救難作業手当	作業従事者	異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う救難捜索、災害警備、通信施設の臨時措置、運用若しくは保守、鑑識作業又はこれらに相当する作業で、人事委員会が認めるもの	○		80	245	840円	206	
救難作業手当	作業従事者	上記のうち著しく危険な作業で人事委員会が認めるもの	○		0	0	1,680円	0	
救難作業手当	作業従事者	上記に掲げるもののほか、人事委員会規則で定めるもの	○		0	0	840円	0	
運転免許技能試験手当	運転免許試験官	道路において行う運転免許技能試験	○		12	263	370円	58	
潜水手当	作業従事者	潜水器具を着用して潜水作業(潜水深度20m以下)		○	7	9	780円	7	

潜水手当	作業従事者	潜水器具を着用して潜水作業(潜水深度20m超)			○	0	0	1,500円	0
航空手当	操縦士	職員が航空機に搭乗しての操縦業務			○	4	838	5,100円	2,268
航空手当	整備士	職員が航空機に搭乗しての整備業務			○	6	765	2,200円	742
航空手当	搭乗者	職員が航空機に搭乗しての捜索救難、犯罪の捜査又は鎮圧、警備、交通の取締りその他の警察活動			○	41	1,307	1,900円	82
航空手当	操縦士 整備士 搭乗者	上記の加算(海上における飛行距離が100キロメートルを超える救助業務、夜間における業務、回転翼航空機による高度100メートル以下の低空を30分以上飛行して行う海上における救助業務、ホバリングをして行う吊り上げ救助業務その他人事委員会がこれらに準ずると認める業務)			○	4	400	1時間につき上記の額に30/100加算	8
航空手当	搭乗者	上記の加算(飛行中の回転翼航空機から降下して上記の業務に従事)	○			1	1	870円	1
警衛警護等手当	側近警衛員	天皇又は皇后、皇太子若しくは皇太子妃の側近警衛	○			28	98	1,150円	113
警衛警護等手当	側近警衛員 身辺警護員	上記以外の皇族の側近警衛 内閣総理大臣、国賓その他人事委員会規則で定める者の身辺警護	○			19	111	640円	71
警衛警護等手当	作業従事者	核物質を輸送する車両を先導し、又はこれに追従して行う当該車両の警備	○			19	33	640円	21
呼出手当	作業従事者	捜査特別、犯罪鑑識、交通捜査、爆発物等取扱、銃器犯罪捜査従事手当の支給される作業で正規の勤務時間以外の時間において勤務時間帯その他に関し人事委員会規則で定める特例の事情の下で行われる作業			○	556	1,875	1,240円	2,325
銃器犯罪捜査従事手当	作業従事者	銃器が使用されている犯罪現場における犯人の逮捕の作業又はこれに相当する作業	○			1	1	1,640円	2
銃器犯罪捜査従事手当	作業従事者	銃器を所持する犯人の逮捕の作業	○			0	0	1,100円	0
銃器犯罪捜査従事手当	作業従事者	上記に掲げるもののほか、銃器が使用され、又は使用されるおそれがある現場において行われる作業で人事委員会規則で定めるもの	○			0	0	1,100円	0

銃器犯罪捜査従事手当	作業従事者	上記に掲げるもののほか、銃器が使用され、又は使用されるおそれがある現場において行われる作業で銃器を所持する犯人の逮捕の作業に付随して行われる警戒配置	○			0	0	820円	0	
銃器犯罪捜査従事手当	作業従事者	上記に掲げるもののほか、銃器が使用され、又は使用されるおそれがある現場において行われる作業で銃器を所持する犯人の逮捕の作業に付随し銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴い暴力団事務所等の直近に配置され行われる警戒	○			0	0	820円	0	
小計						7,828	254,293		127,722	
普通会計合計						19,055	784,991		542,258	

公営事業会計(県立病院・企業局)

有害物取扱手当	中央病院又はこころの医療センターに勤務する薬剤師	薬事法施行規則第204条に規定する毒薬又は劇薬を使用し製剤作業に従事		○		32	371	8,900円	3,284	
有害物取扱手当	中央病院又はこころの医療センターに勤務する薬剤師	上記の加算(管理者が別に定める製剤作業に従事した場合)	○			28	4,939	370円	1,827	H22.4月～新設
有害物取扱手当	中央病院又はこころの医療センターに勤務する薬剤師	上記の加算(管理者が別に定める調製作業に従事した場合)	○			24	1,369	740円	1,013	H22.4月～新設
有害物取扱手当	中央病院に勤務する歯科衛生士又は歯科技工士	毒劇物その他人事委員会規則で定める有害物を取り扱う作業に従事		○		1	12	8,900円	107	
特殊現場作業従事手当	職員	人事委員会が認める電気作業	○			0	0	370円	0	
特殊現場作業従事手当	職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う建設、測量、調査等の作業(20m未満)	○			0	0	370円	0	
特殊現場作業従事手当	職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う建設、測量、調査等の作業(20m以上)	○			0	0	420円	0	
特殊自動車等運転手当	人事委員会が認める職員	人事委員会規則で定める特殊自動車又は道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車の運転作業	○			0	0	370円	0	
防疫作業等従事手当	職員	人事委員会規則で定める感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護の作業又は防疫の作業に従事(1類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症)	○			0	0	740円	0	
防疫作業等従事手当	職員	人事委員会規則で定める感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護の作業又は防疫の作業に従事(2類感染症)	○			42	126	560円	71	
防疫作業等従事手当	職員	人事委員会規則で定める感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護の作業又は防疫の作業に従事(3・4類感染症)	○			0	0	370円	0	
死体取扱手当	中央病院又はこころの医療センター	死体の解剖等の業務	○			7	51	2,500円	128	

死体取扱手当	中央病院又はこころの医療センター	死体の搬送作業	○			0	0	620円	0
精神保健業務手当	中央病院又はこころの医療センター	精神障害者の診察、看護、相談若しくは指導又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく調査若しくは診察の立会い	○			40	7,248	420円	3,044
精神保健業務手当	中央病院又はこころの医療センター	精神障害者の移送その他これに準ずるものとして人事委員会が認める業務	○			6	8	630円	5
精神保健業務手当	中央病院又はこころの医療センター(人事委員会規則で定める職員)	精神障害者の看護	○			126	26,007	590円	15,344
夜間特殊業務手当	中央病院又はこころの医療センターの病棟に勤務する看護師、准看護師、助産師、薬剤師又は診療放射線技師の資格を有する職員	看護等の業務(深夜における勤務時間が3時間30分以上である勤務)	○			609	26,833	3,300円	88,549
夜間特殊業務手当	中央病院又はこころの医療センターの病棟に勤務する看護師、准看護師、助産師、薬剤師又は診療放射線技師の資格を有する職員	看護等の業務(深夜における勤務時間が2時間以上3時間30分未満である勤務)	○			636	29,315	2,900円	85,014
夜間特殊業務手当	中央病院又はこころの医療センターの病棟に勤務する看護師、准看護師、助産師、薬剤師又は診療放射線技師の資格を有する職員	看護等の業務(深夜における勤務時間が2時間未満である勤務)	○			0	0	2,000円	0
夜間特殊業務手当	中央病院又はこころの医療センターの病棟に勤務する看護師又は准看護師の資格を有する職員その他人事委員会規則で定める職員	上記の加算(勤務の交代を伴う事情について特別の考慮を必要とすると人事委員会が認める場合)〈2km以上5km未満〉	○			0	0	380円	0
夜間特殊業務手当	中央病院又はこころの医療センターの病棟に勤務する看護師又は准看護師の資格を有する職員その他人事委員会規則で定める職員	上記の加算(勤務の交代を伴う事情について特別の考慮を必要とすると人事委員会が認める場合)〈5km以上10km未満〉	○			0	0	760円	0
夜間特殊業務手当	中央病院又はこころの医療センターの病棟に勤務する看護師又は准看護師の資格を有する職員その他人事委員会規則で定める職員	上記の加算(勤務の交代を伴う事情について特別の考慮を必要とすると人事委員会が認める場合)〈10km以上〉	○			0	0	1,140円	0
放射線取扱業務等従事手当	中央病院又はこころの医療センター(診療放射線技術者である職員は除く)	放射線の照射その他人事委員会が認める業務	○			217	7,085	370円	2,621
機能回復訓練従事手当	中央病院に勤務し、理学療法士又は作業療法士の補助業務に専ら従事する職員	理学療法士又は作業療法士の補助業務	○			2	24	11,100円	248

医師手当	医師又は歯科医師(中央病院又はこころの医療センター)	医療又は保健衛生に関する調査若しくは指導の業務		○		124	1,394	60,000 ～ 110,000円	98,094	
病院業務従事手当	中央病院又はこころの医療センター(医師)	勤務時間外において救急業務に従事	○			86	5,968	980円	5,849	
病院業務従事手当	中央病院又はこころの医療センター(医師)	勤務時間外において救急業務に従事したとき(管理者が別に定める救急外来入院業務に従事した場合)	○			12	73	5,000円	365	H22.4月～新設
病院業務従事手当	中央病院又はこころの医療センター(医師以外)	勤務時間外において救急業務に従事	○			129	7,684	610円	4,687	
病院業務従事手当	中央病院又はこころの医療センター(技能労務職員)	病棟(中央病院においては精神神経病棟に限る。)内においてその維持管理の業務に1時間以上従事	○			0	0	200円	0	
病院業務従事手当	救急救命センターの当直勤務を行う医師	救急外来の患者を直接入院させる業務に従事	○			7	14	5,000円	70	
病院業務従事手当	総合周産期母子医療センターの当直勤務を行う医師又は麻酔科医	救急の分娩業務に従事したとき	○			20	553	5,000円	2,765	
病院業務従事手当	総合周産期母子医療センターの当直勤務を行う医師又は麻酔科医	救急の分娩業務に従事したとき(診療報酬にハイリスク分娩管理加算を算定した場合における産婦人科医)	○			9	82	10,000円	820	
病院業務従事手当	中央病院又はこころの医療センターに勤務する医師	県が実施する代診医派遣制度に基づき、へき地診療所等で勤務したとき	○			12	151	20,000円	3,020	H22.4月～新設
航空業務従事手当	職員	航空機に搭乗し救急業務に従事		○		20	38	1,900円	71	
航空業務従事手当	職員	上記の加算(夜間における業務)		○		4	4	570円	2	
浄化槽管理業務従事手当	職員	し尿浄化槽の維持管理の業務に1時間以上従事	○			0	0	320円	0	
特殊現場作業従事手当	企業職員	次に該当する作業に従事①電気作業②導水管内作業③高所作業④道路上作業⑤高速回転機器維持修繕作業⑥深所作業⑦浄水設備洗浄作業⑧酸素欠乏危険箇所作業⑨内部点検・清掃作業⑩発電所送電線巡視点検作業⑪ダム放流等作業⑫流木除去等作業⑬施設復旧作業	○			37	961	740円	711	
水質検査業務従事手当	管理事務所	水道法施行規則の検査業務において、毒物及び劇物取締法に規定する毒物又は劇物を使用して水質の検査の業務に従事	○			5	256	420円	108	

用地等交渉手当	企業職員	用地交渉の業務	○			3	8	700円	6
用地等交渉手当	企業職員	上記の加算(業務の一部が18:00~8:00に行われた場合)	○			0	0	280円	0
夜間特殊業務手当	企業職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事	○			25	1,603	980円	1,571
公営企業会計合計						2,263	122,177		319,394

総合計						21,318	907,168		861,652
						(人)	(回)		(千円)